

日本の航空会社初、キャンセルした航空券代金を補償 ～航空券代金補償保険の販売開始～

- ・一定のお客様事由により搭乗できない場合、航空券代金を補償
- ・同行予定のお客様の航空券代金も補償
- ・2月下旬に発売開始

Peach Aviation 株式会社(以下:Peach、代表取締役 CEO:井上 慎一、本社:大阪府泉佐野市)は、ミレア・モンディアル株式会社の100%出資子会社であるチケットガード少額短期保険株式会社(以下:チケットガード社、代表取締役社長:香月 隆寛、本社:東京都品川区)と提携し、日本の航空会社では初となる航空券代金補償サービス「Peach チケットガード」を2月下旬より販売すると発表しました。

「Peach チケットガード」は、PeachのWEBサイトで、運賃タイプ「ハッピーピーチ」、「ハッピーピーチプロモ」で航空券をご購入いただいた方を対象に、航空券の運賃に応じた保険料をお支払いいただければ、お客様の一定の事由でご搭乗できなくなった場合、航空券代金をお支払いするという保険です。

また、「Peach チケットガード」は、ご搭乗予定のお客様が一定の事由で搭乗できなくなり、同行予定だったお客様も搭乗しなかった場合、その同行者(1名まで)の航空券代金も補償対象となるのが特長です。

Peach では、運賃タイプ「ハッピーピーチ」、「ハッピーピーチプロモ」で航空券をご購入いただいた場合、理由の如何を問わず、一度ご購入いただいた航空券代金は返金しない規約を定めており、「Peach チケットガード」の導入により、さらに安心して Peach をご利用いただけるようになります。なお、保険を適用する場合、下記<概要>の⑥の条件を満たす必要があります。

詳細は別紙、ならびにチケットガード社のWEBサイト(www.ticketguard.jp)をご覧ください。

<概要>

- | | |
|-------------------------------|--|
| ① サービス名称: | Peach チケットガード |
| ② サービス対象者、対象路線: | 日本国在住の個人の方、日本国内発路線 |
| ③ 保険料の例: | 旅行代金5,000円の場合、保険料560円(予定) |
| ④ 保険の申し込み方法: | Peachの日本語WEBサイト内にある申し込みページより |
| ⑤ 保険料のお支払い方法: | お客様名義のクレジットカード |
| ⑥ 保険金をお支払いできる主な事由:
(詳細は次頁) | 1) 搭乗予定の方の病気・ケガによる入院・通院
2) 搭乗予定の方の急な宿泊出張
3) 当日の交通機関の運休・遅延
4) ご家族の病気・ケガによる入院・通院
5) 同行者が上記の理由で搭乗できない場合 |

<保険金をお支払いできる主な事由:詳細>

①搭乗予定の方の病気・ケガによる入院・通院

入院:搭乗予定の方が、傷害または疾病を直接の原因として、搭乗日当日に入院中(*1)もしくは搭乗日から遡って 30 日以内(搭乗日当日を含む)に継続して 3 日以上入院した場合

通院:搭乗予定の方が、搭乗日当日に発病もしくは発病していた疾病、または、搭乗日当日に被ったもしくは被っていた傷害により、搭乗日の前日、搭乗日当日または搭乗日の翌日に通院した場合

②ご家族の病気・ケガによる入院・通院

入院:搭乗予定の方が、配偶者(*2)または 1 親等の親族(親または子)が疾病または傷害によって搭乗日当日に入院中であることにより、搭乗予定の方による看護・介護が必要となったとき。

通院:搭乗予定の方の、配偶者(*2)または同居の 1 親等以内の親族(親または子)が搭乗当日に発病し、もしくは発病していた疾病、または、搭乗日当日に被った、もしくは被っていた傷害により、当該親族が搭乗日前日、搭乗日当日または搭乗日翌日に通院した場合において、搭乗予定の方による看護・介護が必要となったとき。

③搭乗予定の方またはご親族の死亡

搭乗予定の方が保険責任期間内に死亡(*3)した場合、ならびに搭乗日当日から遡って7日以内(搭乗日当日を含む)に、搭乗予定の方の配偶者または 3 親等以内の親族(*4)が死亡した場合

④当日の交通機関の運休・遅延

搭乗予定の方が、搭乗日当日に搭乗を開始する空港、駅等へ向かう際に利用する公共交通機関(*5)に運休、欠航、または 2 時間以上の遅延が発生した場合

⑤火災・災害による家屋損壊等

搭乗日当日から遡って 30 日以内(搭乗日当日を含む)に、搭乗予定の方の平時居住している家屋が、火災、落雷、破裂または爆発(*6)、台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災(*7)、ひょう災または豪雪、雪崩等の雪災、水災(*8)等により家屋または家屋の一部が損害(*9)を受けた場合

⑥裁判員に任命された場合

搭乗予定の方が、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成 16 年法律第 63 号)に定める裁判員または補充裁判員に選任され、保険責任期間中の最初の搭乗日当日から(最初の搭乗日当日を含む。)保険責任期間終了までに裁判所へ出廷した場合

⑦急な宿泊出張

搭乗予定の方が、勤務先の出張命令者の命令にしたがって勤務先業務のために、国外への業務出張(*10)または国内の宿泊を伴う業務出張(*11)をする場合で、搭乗日当日が業務出張の開始日から業務出張の終了日の間に含まれるとき。

⑧同じ保険契約での同伴者の事由(同伴者事由)

搭乗予定の方の内の 1 人が上記①から⑦までの事由により、搭乗できないことを直接の原因として、当該搭乗予定の方と同伴を予定していた他の搭乗予定の方も搭乗しなかった場合。ただし、当該事由で保険金が支払われるのは、事由が発生した搭乗予定の方に同伴を予定していた方 1 名分までとします。

(*1) 他の病院または診療所に移転した場合は、移転のために必要とした期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限りです。

(*2) 配偶者には、事実上ないし社会通念上の配偶者と認められる者(内縁関係にある者)も含まれます。(「内縁」とは、婚姻意志をもって同居し、実質的には夫婦同様の共同生活を送っているが、法の定める婚姻の届け出をしていないため法律的には婚姻として取り扱われない「事実上の夫婦関係」をさします。)ただし、事由発生日からその日を含めて 30 日以内に搭乗予定の方が婚姻の届出をした場合には、その配偶者を保険事故発生時に おいても配偶者であったものとみなします。

(*3) 搭乗予定の方の搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機もしくは船舶が行方不明となった日または遭難した日から搭乗日当日までに搭乗予定の方が発見されないときは、その航空機もしくは船舶が行方不明となった日または遭難した日に、搭乗予定の方が死亡したものと推定します。

(*4) 「3 親等」等の続柄は、事由が生じた時点におけるものをいいます。

(*5) 航空機、船舶、車両等の交通機関のうち運行時刻が定められているものをさします。

(*6) 気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(*7) 台風、せん風、暴風、暴風雨等によって生じた事故をいいます。ただし、こう水、高潮等によって生じた事故を除きます。

(*8) 台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等によって生じた事故をいいます。

(*9) 滅失、汚損、破損等をいい、消防または避難に必要な処置によって家屋または家財について生じた損害を含みます。

(*10) 勤務先の出張命令者の命令による、日本国を起点とする日本国外への業務出張をいい、日本を出国してから帰国するまでの期間が最大 3 ヶ月以下のものをいいます。

(*11) 勤務先の出張命令者の命令による、宿泊施設への宿泊を伴う勤務先の業務出張をいいます。